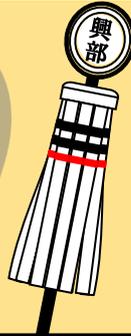


# おこっぺしょうぼう



# 119



令和6年1月発行 No.65  
発行：紋別地区消防組合消防署興部支署  
〒098-1607 興部町旭町  
✉ syoubou@town.okoppe.lg.jp  
TEL 0158-82-2136 FAX 0158-82-2400

冬は火災が多い季節！  
ストーブを正しく使って  
安全・快適に冬を過ごしましょう！



ストーブに給油する際は必ず火を消してから行う。



ストーブから異音や異臭がした場合は、使用を中止する。



布団や衣類等、燃えやすいものは、ストーブに近づけない。

## 令和5年度危険物取扱者・消防設備士試験のご案内

令和5年度第11回危険物取扱者試験及び第8回消防設備士試験が令和6年3月10日(日)に実施されます。受験希望の方は興部支署予防係までお問い合わせください。

また、インターネットから受験申請をされる方は、(財)消防試験研究センターのホームページ (<https://www.shoubo-shiken.or.jp>) をご覧ください。

【書面申請】1月29日(月)～2月5日(月)

【電子申請】1月26日(金)～2月2日(金)

区分	試験の種類	試験地
危険物取扱者	甲種・乙種(第1～6類) 丙種	札幌市
消防設備士	甲種(第1.4類) 乙種(第4.6.7類)	札幌市

問い合わせ先 消防署興部支署 予防係 TEL82-2136

# 危険!!

適切に管理していますか？

## ガソリンは危険物です



### ガソリンの購入・保管・取り扱いについて

灯油用ポリ容器



ガソリン携行缶



！噴出注意！

- ★周囲の安全を確認
- ★蓋を開ける前に
  - ①エンジン停止
  - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止



ガソリンは灯油用ポリ容器に入れることはできません。

ガソリン携行缶に貼ってある注意事項を守りましょう。

セルフ式ガソリンスタンドにおいても、ガソリン携行缶への給油は従業員が行う必要があります。

### 個人住宅でのガソリンの保管は 100L 未満まで！

個人住宅でガソリンを100L 以上保管する場合は消防署への届出が必要です。

※ガソリン以外に灯油などの他の危険物を一緒に保管する場合 100L 未満でも届出の対象となることがあります。

※法人・会社等の事業所は 40L 以上から火災予防条例上の規制を受けます。

